

市第15号議案 横浜市公告式条例の一部改正

1 趣旨

地方自治法の改正（令和7年5月16日公布・施行）により、条例の公布に当たって行う普通地方公共団体の長の署名について、総務省令で定める署名に代わる措置（電子署名）によることが可能とされたことに伴い、横浜市公告式条例の一部を改正します。

2 改正の概要

自署に加え、電子署名によることができることとします。

横浜市公告式条例（昭和25年条例第35号）新旧対照表

現行	改正後（案）
<p>（条例の公布）</p> <p>第2条 条例を公布しようとするときは、公布の旨の前文及び年月日を記入して市長が<u>署名しなければならない。</u></p> <p>（第2項省略）</p>	<p>（条例の公布）</p> <p>第2条 条例を公布しようとするときは、公布の旨の前文及び年月日を記入して市長が<u>署名（地方自治法第16条第4項の総務省令で定める署名に代わる措置を含む。）をしなければならない。</u></p> <p>（第2項省略）</p>

3 施行予定日

規則で定める日

【参考】

地方自治法第16条第4項新旧対照表

旧	新
第16条第4項 当該普通地方公共団体の長の署名、施行期日の特例その他条例の公布に関し必要な事項は、条例でこれを定めなければならない。	第16条第4項 当該普通地方公共団体の長の署名（総務省令で定める署名に代わる措置を含む。）、施行期日の特例その他条例の公布に関し必要な事項は、条例でこれを定めなければならない。

地方自治法施行規則第1条新旧対照表

旧	新
(新設)	第1条 地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第十六条第四項の総務省令で定める措置は、総務省関係法令に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律施行規則（平成十五年総務省令第四十八号）第二条第二項第一号イに規定する電子署名とする。